

新しい介護予防・日常生活支援総合事業

事業所指定事務説明会 (訪問事業所用)



志摩市健康福祉部
介護・総合相談支援課
平成29年10月18日
(一部修正あり
※P7赤字下線部分)

①サービス種別・単価・基準について

平成29年10月時点の志摩市介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型サービス

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス
サービス種別	介護予防訪問介護相当サービス	訪問型サービスA(事業所等)
サービス内容	介護予防訪問介護に準じる	左記のうち、身体介護を伴わない生活援助等
対象者	要支援者＋総合事業対象者	
対象者とサービス内容の考え方	○既にサービスを利用しているケースで特に現行相当のサービスの利用の継続が必要なケース ○老計第10号が示す身体介護に当てはまる支援が相当量必要なケース ○別に示す状態・状況に当てはまり、専門職のかかわりが特に必要なケース	○左記以外で専門サービスが一定程度必要なケース ○老計第10号が示す身体介護に当てはまる支援のうち、短時間で提供できる支援
利用回数	別紙参照	別紙参照
サービス単価	別紙参照	別紙参照
自己負担	1割または2割(一定所得者)※介護保険料未納者等は別に定める	
実施方法	指定	
サービス提供者	指定訪問介護事業所	
提供数	23事業所(みなし指定を含む)	2事業所

①サービス種別・単価・基準について

平成29年10月時点の志摩市介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型サービス

基準	多様なサービス	
サービス種別	訪問型サービスA（シルバー人材センター）	
サービス内容	シルバー人材センターによる生活支援サービス	シルバー人材センターによる買物支援（買物代行）サービス
対象者	要支援者＋総合事業対象者	
対象者とサービス内容の考え方	○前述サービスに記載した以外の要支援相当で少しの手助けと見守りにより自立を促せる状態にある者に対する緩和した基準による支援	○上記の対象者のうち別に示す条件に該当する人に対する買物支援
利用回数	別紙参照	週1回まで
サービス単価	120単位／回 初回加算 120単位	120単位／回
自己負担	1割または2割（一定所得者） ※介護保険料未納者等は別に定める	
実施方法	委託	
サービス提供者	シルバー人材センター	
提供数	1事業所	

多彩なサービス
訪問型サービスC
リハビリ専門職等による居宅での相談指導等
要支援者＋総合事業対象者
個人に応じた運動機能改善プログラムを作成し実施。
週1回1時間（最大3ヶ月間）
500単位／回 初回加算 300単位
実費分
委託
委託事業所
3事業所と委託契約を予定（11月から本格実施）

現行の介護予防訪問介護相当のサービスの対象となりうるケース

の
 現
 行
 の
 介
 護
 予
 防
 訪
 問
 介
 護
 相
 当
 の
 サ
 ー
 ビ
 ス
 と
 な
 り
 う
 る
 ケ
 ー
 ス

- ①退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者
- ②身体障害者手帳2級以上や精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- ③指定難病疾患者
- ④生活環境の急激な変化(同居家族の死亡や転出・入院)による一時的な利用
- ⑤認知機能の低下により日常生活に支障がある症状、行動を伴うもの
- ⑥専門職との関わりにより日常生活機能等の向上が見込める者(自立生活支援のための見守りの援助)
- ⑦上記以外で医師の意見書等により特に必要性を指摘されたうえで、ケース会議等により検討した結果、当該サービスが必要とされた場合
- ⑧本来、基準緩和型サービスの対象であるが利用者の生活圏域内において基準緩和型サービスを提供できる 事業所・団体がなく、当該サービスによる支援が必要とされた場合

訪問型サービスの単価

	現行の介護予防訪問 介護相当のサービス	訪問型サービス A (サービス事業所)	訪問型サービス A (シルバー人材センター 生活支援サービス)
単 価	●単価設定の単位 1月あたりの包括単価 ●提供時間 60分程度／1回 ●単位数 イ 週1回程度 1,168単位／1月 ロ 週2回程度 2,335単位／1月 ハ 週2回を超える程度 3,704単位／1月	●単価設定の単位 1回当たり単価 ●提供時間 ①30分～60分／1回 ② ～30分／1回 ●単位数 ①213単位／1回 ②116単位／1回	●単価設定の単位 1回当たり単価 ●提供時間 60分程度／1回 ●単位数 120単位／1回
1単位の単価	10円		

利用回数について

	現行の介護予防訪問 介護相当のサービス	訪問型サービス A (サービス事業所)	訪問型サービス A (シルバー人材センター 生活支援サービス)
利用回数	現行の介護予防訪問介護の考えに基づく利用頻度 1. 要支援1：週1回程度 《単価：イ》 ※アセスメント等により必要と判断された場合は週2回程度 《単価：ロ》 2. 要支援2：週2回程度 《単価：ロ》 ※アセスメント等により必要と判断された場合は週2回を超えることができる 《単価：ハ》	●標準サービス(45分～1時間／1回) 1. 要支援1：週1回まで ※アセスメント等により必要と判断された場合 週2回まで 2. 要支援2：週2回まで ※アセスメント等により必要と判断された場合 週3回まで ●短時間サービス(20分程度／1回) 1. 要支援1：週2回まで ※アセスメント等により必要と判断された場合 週4回まで 2. 要支援2：週4回まで ※アセスメント等により必要と判断された場合 週6回まで 標準時間と短時間を併用する場合は 標準時間利用回数×2＋短時間利用回数 ≤短時間サービスの1週間当たりの提供 回数上限とします。	●生活支援サービス 1. 要支援1：週1回まで ※アセスメント等により必要と判断された場合 週2回まで 2. 要支援2：週2回まで ※アセスメント等により必要と判断された場合 週3回まで
	総合事業対象者は原則要支援1相当（但し、要支援2の者が認定の更新申請に替わり、基本チェックリストにより事業対象となった場合、新たな有効期間内のみ要支援2相当の利用回数とすることができ、その際は単価も要支援2相当とする。）		

①サービス種別・単価・基準について

訪問型サービスの加算・減算について

		現行の介護予防訪問 介護相当のサービス	訪問型サービス A (サービス事業所)	訪問型サービス A (シルバー人材センター)
介護職員初任者研修を修了したサービス提供責任者を配置している場合		訪問サービス費の100分の70	なし	
同一建物減算		訪問サービス費の100分の90	なし	
支給限度額の対象外算定項目	特別地域加算	1月につき所定単位数の 15%加算	なし	
	中山間地域等における小規模事業所加算	1月につき所定単位数の 10%加算	なし	
	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	1月につき所定単位数の 5%加算	なし	
	介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ 所定単位数の137／1000加算		なし
		(2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ 所定単位数の100／1000加算		
		(3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ 所定単位数の55／1000加算		
		(4) 介護職員処遇改善加算Ⅳ (3)で算定した単位数の90%加算		
		(5) 介護職員処遇改善加算Ⅴ (3)で算定した単位数の80%加算		
初回加算		200／初回のみ		生活支援サービスのみ 120／初回のみ
生活機能向上連携加算		100／月	なし	

訪問型サービスの単価の見直し

平成30年度は介護報酬見直しの時期になっています。

現行の訪問介護相当サービス及びそれにかかる加算については、国が示す単価を採用する予定です。

また、訪問型サービスAについては単価算定方法を下記内容で変更をする予定です。

※現在、もとなる単位は現行のもので示していますが、報酬改定があった場合は、現在の単価のもとなる単位と考えが近いものを当てはめます。

現行：266単位 × 80% ÷ 213単位

※226単位とは地域支援事業実施要綱の別添1の1. 訪問介護員等によるサービス費 ホ 訪問型サービス費Ⅳ（事業対象者・要支援1・2 1回につき・1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合）に示す1回あたり単価

改定：1, 168単位 ÷ 5 ÷ 233単位

※1, 168単位とは地域支援事業実施要綱の別添1の1. 訪問介護員等によるサービス費 イ 訪問型サービス費Ⅰ（事業対象者・要支援1・2 1月につき・週1回程度の訪問）に示す1月あたり単価

①サービス種別・単価・基準について

訪問型サービスの人員、設備等基準

		現行の介護予防訪問介護相当のサービス	訪問型サービスA
管理者		常勤専従1人以上	専従1人以上
		※事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事可能	
従事者	資格	介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者 (以降、訪問介護員等)	●身体介護を伴う場合：訪問介護員等 ●家事援助のみの場合：訪問介護員等または一定の研修受講者
	人員	訪問介護員等 常勤換算で2.5人以上	上記資格者 1人以上必要数
サービス提供責任者又は訪問事業責任者	資格	介護福祉士、実務研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修修了者	従事者と同じ
	人員	常勤の訪問介護員のうち、利用者40人に1以上	従事者のうち1人以上必要数
設備		●事業運営に必要な専用の区画 ●必要な設備・備品	
備考		訪問型サービスAと訪問介護及び介護予防訪問介護並びに現行の介護予防訪問介護相当のサービス(以下「訪問介護等」という。)の一部または全部と一体的に実施する場合の人員・設備の基準については訪問介護等と訪問型サービスAの利用者をすべて合わせた利用者数で訪問介護等の基準要件を満たしていることで訪問型サービスA基準要件を満たしているものとする。	
運営		現行の介護予防通所介護と同様 モニタリングは1か月に1回	現行の介護予防訪問介護と概ね同様 ●必要に応じ、個別サービス計画の作成 ●従事者の清潔保持・健康状態の管理、 ●従事者又は従事者であった者の秘密保持 ●事故発生時の対応 ●廃止・休止の届出と便宜の提供 モニタリングは3ヶ月に1回

事業所の指定について①

志摩市介護予防日常生活支援総合事業「介護予防・生活支援サービス(第1号事業)※」

(以下、②事業所の指定についてでは「総合事業」とする)にかかる指定は志摩市が行います。

※ここでは現行の介護予防訪問介護相当のサービスと訪問型サービスAを指します

○志摩市の総合事業の事業所指定有効期間は、6年間です。

○総合事業の指定事業所には「24A〇〇〇〇〇〇〇〇」の新しい事業所番号を付番します。

○指定申請に関する書類は市ホームページに掲載してあります。

(URL https://www.city.shima.mie.jp/kenko_fukushi/kaigo_hoken/kaigoyobou_nitijouseikatsu/1481801015322.html)

○平成30年4月1日から総合事業を開始する場合、指定にかかる書類の提出期限は平成30年1月31日です。

○申請書類は原本と副本の2部ご提出ください。(副本については、原本の複写物で差し支えありません。) 副本については受付印を押した後、事業所控えとしてお返しさせていただきます。

また原本はファイルに綴ってご提出ください。

事業所の指定について①ー2

志摩市介護予防日常生活支援総合事業「介護予防・生活支援サービス(第1号事業)※」

(以下、②事業所の指定については「総合事業」とする)にかかる指定は志摩市が行います。

※ここでは現行の介護予防訪問介護相当のサービスと訪問型サービスAを指します

○申請書類は提出時に原則その場で確認し、内容に問題がないと認めたものののみ受理させていただきます。(確認時間は1件当たりおおよそ30分)

不備・指摘事項がある場合は受理できませんのでご注意ください。

なお、申請書類の提出時に担当者不在の場合、書類確認ができない場合がありますので事前にご連絡ください。

○郵送の場合は必ず、返信用封筒を同封してください。

(事業者控への送付または、申請書不受理の場合の返送の為)

今回の総合事業の事業所指定申請は一斉に50事業所程度の申請が想定されています。

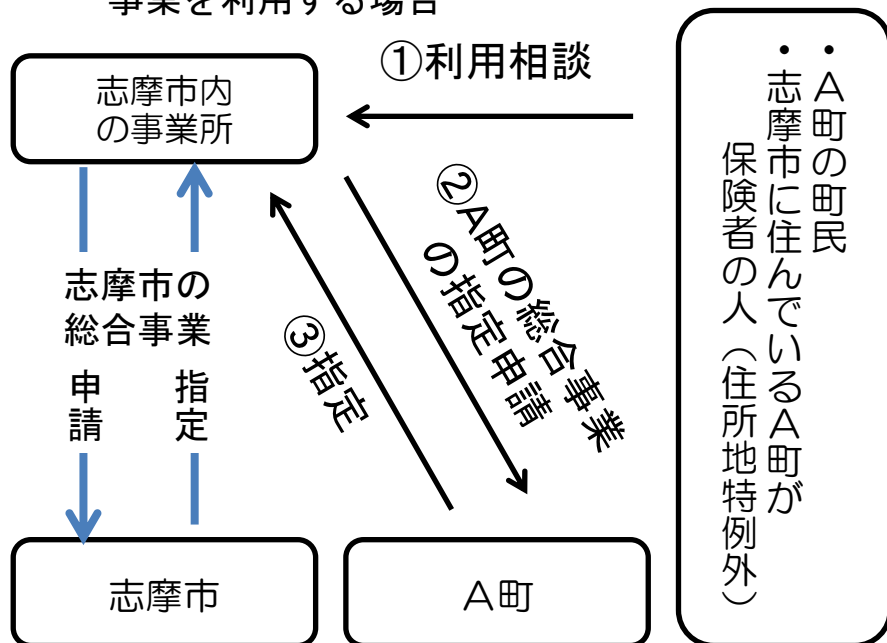
お忙しい中、申し訳ありませんが申請書は期日に余裕をもってご作成・ご提出いただきますようご協力をお願いします。

事業所の指定について②

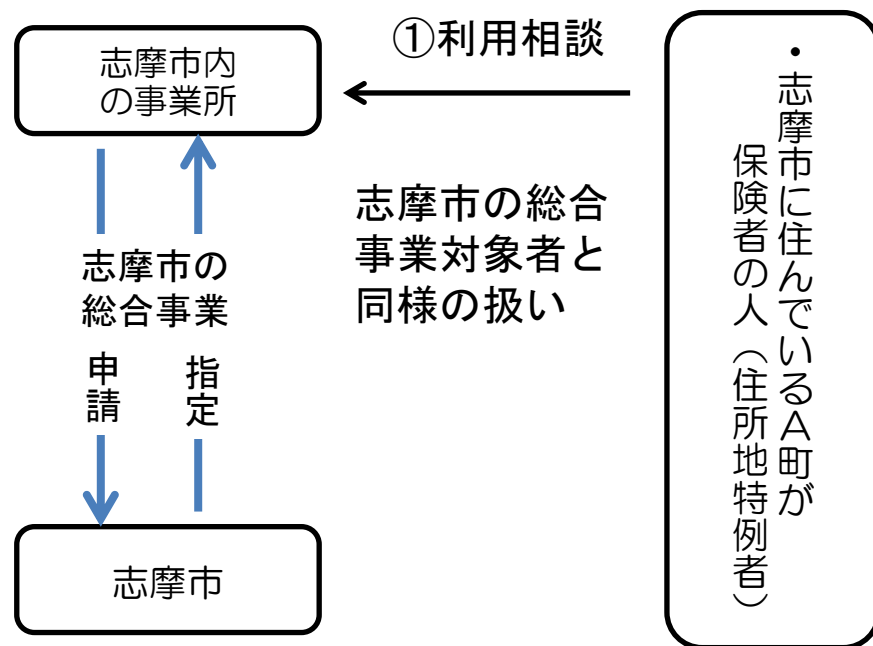
他市町村における総合事業の指定

総合事業は、各市町村の地域支援事業として実施され、人員等の基準や単価等それぞれの市町村で違いがあります。そのため志摩市が指定したサービス事業者は志摩市の被保険者及び志摩市に住民票のある住所地特例者のみにサービスの提供を行うことができます。他市町村を保険者とする利用者にサービスを提供するためには、その利用者の保険者から指定を受けてください。

例) A町の住民または志摩市在住だがA町が保険者の人（住所地特例外）が志摩市の事業所で総合事業を利用する場合



例) 志摩市在住でA町が保険者の住所地特例者が志摩市の事業所で総合事業を利用する場合



サービス支給費の請求について①

介護予防・生活支援サービスの請求は、介護給付、予防給付とは別に、新たな様式を用います。

1. 請求に使う書類

- ・介護予防・日常生活支援総合事業費請求書（様式第一の二）請求金額の明細
- ・介護予防・日常生活支援総合事業費明細書（様式第二の三）各サービスの明細

2. 請求に伴い作成するファイル

C S Vは介護給付、予防給付のものとは別に作成します。（別のC S Vとして）介護給付、介護予防給付の明細書と同じように、介護予防・日常生活支援サービスの事業費も、住所地特例対象者へのサービスと、他の者へのサービスで分かります。

※上記を作成する場合には、新たに付番された事業所番号（「24A」で始まる事業所番号）で作成してください。

3. 公費

介護予防・生活支援サービスの利用者負担は公費（生活保護の介護扶助）の対象となります。

このため、予防給付と同様、指定事業者による介護予防・生活支援サービスについては、利用者負担は生活保護の公費の対象となります。

サービス支給費の請求について②

4. 高額介護予防サービス費等相当事業

指定事業者によるサービスは、高額介護予防サービス費等の対象となります。

5. 給付制限について

介護予防給付と同様の基準で給付制限を適用しています。

6. 離島介護サービス提供促進事業について

介護予防給付と同様の基準で対象となります。

7. サービスコード

総合事業のサービス費の請求には総合事業用のサービス種類コードが必要です。現在も総合事業利用者の請求に「A1 ○○○○」のコードを利用していますが、平成30年4月以降のサービス提供にかかる請求は

・現行相当サービス「A2○○○○」 ・基準緩和型サービス「A3○○○○」
を利用していただくことになると思われます。

また、平成30年度は介護報酬改定が予定されている年度です。新たなサービス種類コードについては、作成し次第ホームページに掲載しますので、各事業所でシステム導入業者と連携をとり、データ取込作業を行ってください。

※なお、報酬改定は毎回年度末に告示されます。国保連との調整も必要となり、4月10日前後の掲載を想定しています。

その他連絡事項

運営規定・重要事項説明書・契約書の取扱いについて

内容が変更となりますので、新たに作成（修正）・利用者への説明・契約が必要です。

また、作成（修正）方法は事業所の方針で結構ですが、参考事例は、志摩市のホームページに掲載してあります。

定款等について

法人の定款についても必要に応じて変更をお願いします

ホームページでの情報提供について

現在、志摩市のホームページではこれまでの説明会資料等を掲載しています。また指定申請にかかる様式やサービス種類コード等、様々な様式についてもホームページからダウンロードしていただけるよう、掲載中です。

- ・ 指定関係書類
- ・ 契約書、重要事項説明書等関係書類の参考例 等

※なお、インターネット環境がない事業所につきましては個別に相談をお願いします。